五城目町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し、法及び施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

　（指定の申請）

第３条　法第１１５条の４５の５第１項の規定に基づく指定（以下「指定事業者の指定」という。）を受けようとする者は、指定（更新）申請書（様式第１号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

　（指定事業者の指定等）

第４条　町長は、前条の指定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、指定の可否を当該申請者に通知するものとする。

２　前項の規定により指定事業者の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

３　施行規則第１４０条の６３の７の規定により町が定める指定事業者の指定期間は、６年とする。

　（指定の拒否）

第５条　町長は、指定事業者の指定を行うことにより、五城目町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、指定事業者の指定を行わないことができる。

　（変更の届出、廃止等）

第６条　指定事業者は、申請事項に変更があったときは、その変更があった日から１０日以内に変更届出書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

２　指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、廃止・休止届出書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

３　指定事業者は、当該指定に係る事業を再開しようとするときは、当該再開しようとする日の１０日前までに、再開届出書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

　（指定の更新）

第７条　指定事業者は、法第１１５条の４５の６第４項の規定により準用する法第１１５条の４５の５第１項の規定により指定の更新を受けようとするときは、当該指定の有効期間の満了の日の１月前までに、指定（更新）申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の更新申請書を受理した場合は、その内容を審査し、指定の更新の可否を、当該指定事業者に通知するものとする。

３　前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

　（指定の取消し等）

第８条　町長は、指定事業者が法第１１５条の４５の９各号のいずれかに該当する場合は指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（事業者情報の提供）

第９条　町長は、第３条から前条までの規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し若しくは効力の停止（以下この条において、「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を秋田県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

　（１）事業所の名称及び所在地

（２）当該事業所の指定の申請をした者及び主たる事業所の所在地並びに代表者及び役員に関する情報

　（３）指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

　（４）事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止年月日）

　（５）運営規定

　（６）介護保険事業所番号

　（７）その他町長が必要と認める事項

　（委任）

第１０条　この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　附則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　（準備行為）

２　町長は、この要綱の施行日前においても、この告示の相当規定により、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。